福岡県告示660号の４

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第30条の規定に基づき、次のように消毒を実施すべき旨を命ずる。

令和８年11月５日

福岡県知事　　服部　　誠太郎

１　実施の目的

福岡県みやま市においてランピースキン病の発生が確認されたことから、当該家畜伝染病のまん延を防止するための緊急措置として、牛飼養農場での消毒薬及び殺虫剤の散布を徹底するもの。

２　実施する区域、実施の期日、実施の対象及び実施方法

次の表に掲げるとおりとする。

実施する区域	実施期日	実施の対象	実施方法
知事がランピースキン病のまん延防止上消毒が必要と認めた区域	令和８年 11 月６日から 令和９年１月 31 日まで	牛飼養農場及びその他家畜防疫員が必要と認める牛飼養施設	逆性石けん等による飼養施設内の消毒及び殺虫剤による吸血昆虫の駆除